

第6日

令和7年6月17日（火）

午前11時15分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、3番飯田早苗議員の質問を許可します。3番飯田早苗議員。

（3番飯田早苗君登壇）

○3番（飯田早苗君） 皆様、こんにちは。3番議員の飯田早苗と申します。

本日は、お忙しい中、傍聴にお見えいただいている皆様、誠にありがとうございます。

また、インターネットで傍聴いただいている皆様、ありがとうございます。

さて、6月8日に梅雨入りが発表されました。この時期、自然災害の発生リスクが高まる時期でもあります。大雨への警戒を強める時期に入り、地域の防災力、そして市民一人一人の備えが、重要性が一層高まる時期でもあります。

また、いよいよ来年の1月5日には、新庁舎の開庁を迎えることが決まっております。住民サービスのさらなる向上や災害拠点の機能の強化など、多くの期待が寄せられているところです。新庁舎での行政運営に当たりましては、地域の実情や声に丁寧に向き合い、さらに円滑な運営が図られることを願っております。

本日は、新庁舎が本庁集中型になること、学校体育館のエアコン整備の加速が必要であること、また本市の大規模災害時の防災備蓄の体制について、質問をさせていただきます。

執行部におかれましては、明快な御答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、これより質問席にて続行いたします。

（3番飯田早苗君降壇）

○議長（小島清人君） 3番飯田早苗議員。

○3番（飯田早苗君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、一般質問を行いたいと思います。

新庁舎の移転に伴う行政機能の本庁集約と地域住民への影響、今後の行政サービスの在り方についてお尋ねをいたします。

朝倉市は、皆様、御存じのとおり、東西に長い地形を持つ自治体であります。

来年1月に業務を開始する新庁舎は、西側の甘木地域に位置しており、筑前町にも近い場所です。

一方、杷木、朝倉地域、黒川、高木といった東側の中山間地域では、新庁舎まで40分から45分ほどかかる場所もあります。日田市に近い場所でもあり、東峰村に位置した場所でもあります。

こうした地理的条件の中、これまで杷木支所や朝倉支所に置かれた男女共同参画推進室と農林商工部が、新庁舎に集約されることが決まっております。この件は平成27年8月に庁舎整備の基本方針が策定され、特別委員会を設置し、本庁集中型方式と分散型方式の協

議がなされました。その結果、最終的には、本庁集中型に至ったと聞いております。

しかし、10年近くたった今、地域住民からは、2つの部署が本庁集中型になることを知らなかったというお声を聞きます。特に、農林商工部の本庁集約に関しましては、戸惑いの声などが出ていることを踏まえ、再確認の意味で質問をさせていただきたいと思います。

まず、お尋ねいたします。今回の本庁集約のうち、市民窓口を除いた行政機能が、一括して本庁へ移ることになりますが、その主な目的及びどのような効果があるか御説明ください。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 今回の新庁舎建設に伴います行政機能の集約につきましては、市全体としての行政運営の効率化、それから部署間の連携強化、そして災害時の迅速な対応体制の構築などを目的としたものでございまして、限られた財源と人員の中で、より質の高い行政サービスを提供するための施策ということでございます。

○議長（小島清人君） 3 番飯田議員。

○3 番（飯田早苗君） では、従来の分散体制で果たせなかった課題があったとすれば、それはどういうことか御説明願います。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 庁舎配置方式としましては、本庁方式集中型、それから本庁方式分散型のメリット、デメリット、市庁舎の建築費用や財政面等による検討を行っております。

現状の課題としまして、本庁舎、それから環境課、ピーポート甘木にあります教育課、文化・生涯学習課、それから健康課、朝倉支所に配置しております農林商工部等と行政機能が分散しておりますことから、用件が各部署にまたがる場合は、事務所間を移動しなければならず、市民サービスや利便性の低下を招いている状況にあるというふうなことでございます。

市民の方の利便性、事務の効率化に加えまして、維持管理等によるコスト削減等を検討しまして、基本計画の策定を行ったところでございます。

○議長（小島清人君） 3 番飯田議員。

○3 番（飯田早苗君） では、1 か所にまとめることで市民のサービスが向上するということを確認できました。

それでは、次に、農林商工部などの行政機関を本庁に集約することで、杷木、朝倉、または黒川、高木地域に住む市民の方々にとっては、とても遠くなります。

今回、農林商工部が朝倉支所からなくなるということで、農業の関係者への影響とか、また、男女共同参画推進室の窓口が杷木からなくなるということで、地域住民の影響を、市としてはどのように捉えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 本市は、全域で多くの農業者が営農活動を行っておられまして、農林商工部との連携は、重要な行政サービスの1つであるというふうに認識をしております。

今回の新市庁舎建設に伴いまして、農林商工部を本庁舎へ集約する方針としておりますが、これにより農業者の皆様が、補助金申請や各種相談のために本庁舎まで移動する必要が生じ、特に本庁舎から距離のある地域におかれましては、移動時間や利便性の低下が懸念されるところでございます。

行政機能の集約により、市全体の行政運営の効率化を図ることが目的の1つでございますけれども、行政運営の効率化が、必ずしも市民一人一人の利便性向上と直結するとは限らないことも、十分に認識をしているところでございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 今の回答では、やはり時間がかかるということが、該当地区のところは利便性に関係していると、しかし集約することによって、利便性を改善するということに関しては、なかなか100%ではないであろうというふうに解釈してよろしいでしょうか。よろしいですね。

それでは、次の質問に移りますが、男女共同参画の件に関しては、やはり同じような感覚でいらっしゃるんですか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） まず、男女共同参画の件ですけれども、各課の連携促進など、男女共同参画推進計画の達成に向けた環境づくりのために、男女共同参画センターを、ピーポート甘木に移転するところでございますが、相談希望者が男女共同参画での面接を希望された場合——杷木ですね、その場合には、職員が杷木のほうに出向くと、今、現状では甘木で相談希望される方があれば、甘木で相談を受けるというような現状でございますので、対応は現行とは変わらないものと考えておるところでございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 次、質問する代替手段のことまでお答えいただいてありがとうございます。

それでは、次の質問に移りますが、平成27年の朝倉市庁舎整備基本計画及びパブリックコメントでは、本庁集中型に伴うデメリットに対して、改善策を具体的に整理していくとあります。

まず、1点目の質問なんですけど、本庁集中型にすることにより、朝倉・杷木地域住民の利便性の低下が懸念されるということを述べてあります。特に、農林商工部関係の申請等の事務に関しましては、支所対応を進めていくと、なおかつ支所の機能を充実していくというふうに明記されています。この件についてお願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） まず、農林商工部から回答いたします。

農業委員会業務の1つに、主に免税軽油の申請手続等の添付書類に利用されます、耕作証明書発行業務がございます。現在、本庁や杷木支所に来庁された方々へは、本庁市民課、杷木支所市民窓口係を通じまして、電話で必要な方の耕作証明書の内容を確認した上で、耕作証明書を発行しております。

新庁舎移転後も同様に、朝倉、杷木の両支所の市民窓口係で耕作証明書の発行ができ、また農業者年金の現況届の提出も両支所で受け付ける予定でございます。

次に、農業振興課の窓口には、農地の貸し借りなどの手続や補助事業の相談、申請、新規就農の相談など、窓口を訪れるお客様の目的は多岐にわたっております。各種申請手続では、内容が個々に異なることが多く、図面や複数の資料を見ながらの説明にもなり、時間を要することも多いため、基本的には、本庁舎の農業振興課窓口にて対応したいと考えております。

しかしながら、各支所窓口と連携をしまして、支所に訪れられたお客様の相談やお問合せにつきましては、電話またはウェブ等の会議機能を活用して対応することや、書類の提出であれば、各支所で受領することも検討していくところでございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。ウェブ等の対応もするという事なんですが、それはオンライン窓口の相談であったり、今から先デジタル・モバイル窓口の強化というのも、全国的に行っているものでございます。あるいは各支所の移動窓口——行政サービスの代替手段の導入として、検討が行われているかどうかお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（小島清人君） 農業振興課長。

○農業振興課長（庄本和裕君） 農業振興課の業務としまして、先ほど言いましたように、ウェブ会議機能を使つての窓口の受付ということは、今後検討していきたいと思っておりますし、相談等を行う際に、各支所で、例えば移動窓口を配置するという、期間に応じて、移動窓口を配置するというのは、これからの検討課題とさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。また、引き続き検討のほうよろしく願ひいたします。

次は、西鉄バスを利用した場合に、甘木市街地循環線のほうに乗り換えることが必要でございまして。中身を調べましたら、非常にアクセスが不便であるということが分かりまして、この公共交通との連携も含め、今後の具体的な策があれば、御説明を願ひしたいと思います。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） ただいまの御提案ですけれども、まず、直行便という意味合いでよろしいんですか。杷木から。甘木中央からのということですか。

まず、甘木中央からのシャトルバスの直通便といいますか、そちらについては、現在のこの庁舎の循環線でのバス利用者の数を見ますと、1日当たり15便走っているんですが、4人がこちらで降りられているというふうな状況でございまして、直通便を運行するまでの需要は、見込みが立ちませんので、新庁舎に循環線のバスを乗り入れるように予定しております。そちらのほうを御利用いただければというふうに考えておるところでございします。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 直通便という回答が来るのかなと思って、予想しておりましたけれども、今の時点では、西鉄バスの直通というのはまずないということを聞いております。それで朝倉市街地循環線への乗り換えが必要だということでお聞きしたんですけども、甘木中央バスからピーポート東が本庁舎の玄関口になりますから、仮に乗ったとした場合、時間内に市役所に行くとした場合、東回りが4便、西回りが8便あります。どちらの便に乗るかによって、10分、または1時間近くかかることになるという、今の便の内容です。

そして、乗り損ねたら、甘木中央バス停から、乗り損ねたら30分から1時間ほどの待ち時間があるということで、非常に公共交通を利用した方たちが、大変な思いをすると、不便だということなんです。

できましたら、直通便をやることによって、10分ないし15分ずっと交通の便がよくなるということも今後考えられるし、本庁に行かれる方も結構多いと思いますので、この辺も再度検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、あと一つ、この計画書の中には、支所の活用というのがありまして、朝倉支所や杷木支所の活用を早急に具体化して、無駄のない行政運営に努めるということが明記されています。両支所の活用の具体化について、現時点での検討状況をお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 支所の活用につきましては、平成29年度に杷木支所を一部改修しまして、民間事業者による空きスペースの活用を考えておりましたけれども、平成29年九州北部豪雨災害により、災害復旧のため、国土交通省や林野庁及び市の農地改良復旧室等の事務所として活用することといたしております。

両支所の有効活用につきましては、本庁舎の跡地活用とともに、令和6年度より検討のための情報収集等を行っているところでございます。今後、新庁舎への移転に伴いまして、支所へ搬入する文書等の量が決定いたしまして、両支所の空きスペースが確保できた段階で、朝倉地域、それから杷木地域のコミュニティ等の意見も聴取し、具体的な検討に入る予定としております。

支所の活用につきましては、一定の整理がついた段階で、市議会全員協議会で報告をさ

せていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小島清人君） 3 番飯田議員。

○3 番（飯田早苗君） 身近な支所にあった相談窓口の機能が新庁舎に移るということで、アクセスのしづらさとかが、かなり大きなハードルになっていると思います。相談や支援機能のアクセス格差が拡大しないように、今後対応をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。調査研究をした範囲ではありますが、平成27年当時に、このことを周知されていない方が非常に多かったんです。平成27年当時はどのような周知をされたか、お答えをお願いいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 配置方式につきましては、平成27年度朝倉市庁舎整備基本構想・基本計画を策定する中で、市民で組織します庁舎整備検討市民会議を設置しまして、併せて市民アンケートやパブリックコメントなどを行ってまいりました。

その市民会議の内容、資料等につきましては、会議ごとに市のホームページに掲載し、市民へ周知を行ってきたところでございます。

その後、平成28年度の基本設計作成時にも、パブリックコメントを行いまして、基本計画の概要版を広報紙や市のホームページでお知らせをしております。また、令和4年7月から、庁舎建設事業を再開しました際には、コミュニティ協議会会長会、それから区会長理事会を通じまして、新庁舎建設事業の再開、経緯として設置場所、それから整備方針を改めてお伝えしまして、修正設計内容やスケジュールについて、お知らせをさせていただいております。

その後、朝倉市新庁舎建設実施設計、こちらの概要版になりますが、これにつきましても、広報紙や市のホームページに掲載を行ったところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3 番飯田議員。

○3 番（飯田早苗君） 確かに新庁舎のことは発信されてあると思いますが、本庁に行政機能が集約するということの徹底がなされていなかったのではないかなという印象があります。

それで、今後の地域の実情も変わってきておりますので、再度、市民の皆様への行政機能の集約に関する周知が大切だと思いますが、その辺について、市の考えはどのような形で、市民の皆様にも周知させるかということ、考えていらっしゃるかどうかお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 農林商工部等を本庁へ集約することにつきまして、市民の皆様にも十分な情報が行き届いていないとの御指摘につきましては、真摯に受け止めているところでございます。

市としましては、行政機能の再編や庁舎整備に関する重要な事項については、市民の理

解と協力を得ることが不可欠であるというふうに認識をしています。今後は、市の広報紙、それから市のホームページでの周知に加えまして、本庁、支所の窓口での個別案内、それから掲示等によりまして、これまで以上に、丁寧かつ分かりやすい情報提供を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） よろしくお願いいたします。周知不足というのは、やはり移行後に、非常に混乱を招く結果になると思います。ですので、特に朝倉・杷木地域、または高齢者の方々に、丁寧な説明と周知が不可欠だと考えております。

今後——当時は、平成29年で大きな災害も受けておりますので、その災害に集中するがために、十分な説明までできなかったか、それか住民のほうも、その情報を取る手段がなかったかとか、そういうのも大体思いますけども、本当に今後の住民への丁寧な周知をよろしくお願いいたします。

それでは、最後に、市長にお尋ねいたします。

行政の効率化を進めるには、限られた人材や人員の中で、大変重要な視点であると感じております。

一方で、住民の皆様の利便性や安心感といった、地域福祉の視点からも大切にしていこうものではないでしょうか。

本庁に機能を集約していく動きは、まさに効率と住民サービスのバランスをどう取っていくかが問われると思います。大きな節目、言わば行政運営における大きな局面であると思います。市長としてこういった本庁の集約の取組について、今後どのような形で、住民サービスとのバランスが必要と考えておられるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（小島清人君） 市長。

○市長（林 裕二君） 議員、御指摘のとおり、限られた財源と人員の中で、行政の効率化を進めることは重要でございます。

新庁舎整備に当たっては、これまで両支所——朝倉支所、杷木支所に分散していた行政機能を、本庁方式集中型にすることで、行政組織の意思疎通を密にし、業務の効率化を図ることとしています。

一方で、行政の効率化を求めるがあまり、市民の利便性や安心感を損なうことがあってはならないと考えております。特に、地理的に新庁舎より朝倉支所のほうが近い、杷木・朝倉地域の農林業者の方々から、利便性について不安の声が上がっているというのが、先ほど来のお話だったと思います。

この点につきましては、部長からも説明したとおり、市といたしましても、十分に配慮し、地理的な不便さをできるだけ感じさせないサービスの在り方を、検討いたします。行政の効率化と住民福祉は決して対立するものではなく、丁寧にバランスを取っていくべきものだと考えております。

これからも市民の声に耳を傾けながら、庁舎整備基本構想の基本方針に書いています、市民と行政をつなぐ庁舎となりますよう、市民の生活や経済活動に配慮した市政運営を行ってまいります。以上です。

○議長（小島清人君） 3 番飯田議員。

○3 番（飯田早苗君） 温かいお言葉、本当にありがとうございました。今まで身近にあった行政の窓口が遠のくということは、サービスの低下によって、取り残された感とか、忘れられた感とか、どうしても市民の心に残るものであります。

集中化により、物理的な距離は遠くなりますが、気持ちの上で、距離を感じさせないような行政運営が必要であると思います。行政に不信感や諦め感を感じさせないような、市民の隅々まで行き届いた行政サービスをお願いいたします。

いよいよ来年1月5日からは新庁舎の開庁です。また今年は市政20周年という記念すべき年でもあります。合併の1市2町でのオール朝倉市の発展を願い、次の質問に移ります。

それでは、次の質問、小学校体育館の空調設備について始めさせていただきます。日本教育新聞の記事には、猛暑は災害と自覚することが重要だと掲載されております。私もそのとおりだと感じております。

気象庁のデータによりますと、本市の昨年の7月、8月は35度以上の猛暑日は36日間ございました。これから先も、猛暑日が増加していくことが予測されます。

また、令和5年度の防災白書によりますと、自然災害と熱中症による死者数は、自然災害は26名、熱中症は1,477名という数字が出ております。特に、夏場の学校行事や体育館の授業、部活中に、生徒児童が熱中症を発症するケースが増えております。

学校生活においても、健康面で深刻な影響が懸念されます。空調設備は子どもたちの健康を守る教育環境の整備であると同時に、命を守る防災対策でもあります。こうした視点から、市における空調設備配備の実態と今後の方向について、伺ってまいりたいと思います。

そこで質問でございます。小中学校における熱中症の取組について、また夏場における体育授業や部活動を実施するに当たっての判断基準について、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 小中学校の熱中症対策について御回答をさせていただきます。

小中学校におきましては、国の熱中症対策ガイドラインや県が発出しております体育スポーツ活動中の熱中症事故防止という通知に沿って、熱中症予防対策を行っているということでございます。

基本的な対策といたしましては、熱中症アラート等の気象情報を事前に把握するといったもの、また、全小中学校に配置しております気温、湿度、日射等の周辺の熱環境の要素を基に算出いたします暑さ指数の計測器、これWBGT計測器と申しますけれども、それによりまして、活動場所で暑さ指数を計測するようにしております。



その計測しました暑さ指数に応じまして、積極的な休憩また激しい運動の中止をするようにしております。この暑さ指数が31℃以上の場合につきましては、運動は原則禁止とするようにしております。

さらに毎朝、児童生徒の健康状態を把握いたしまして、活動中におきましては小まめに水分、塩分の補給を行わせております。また定期的な休憩をとるようにしております。予防対策については以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 熱中症の発症件数のうち、病院に搬送された件数の詳細を教えてください。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 令和6年度と令和7年度の5月までの発生状況について、回答をさせていただきます。

令和6年度につきましては、小学校で28件ございまして、発生した場所の内訳は屋外が22件、屋内の体育施設が5件、教室が1件でありました。

中学校では17件ございまして、屋外が7件、屋内体育施設が9件、教室が1件でありました。また、中学校のうちの4件につきましては、医療機関への救急搬送を行っております。

令和7年度につきましては、これは5月31日までの数字でございすけれども、小学校で5件、うち屋外が4件、屋内体育施設が1件、中学校は3件ございまして、屋外が2件、屋内体育施設が1件でございました。

令和7年度につきましては、小中学校とも、5月の運動会の練習中に発生したものが、ほとんどとなっております。

なお、今申し上げました熱中症の件数につきましては、高温の環境下で体調不良となり、その後の活動を継続することができない状態になったものということで、目まいですとか、頭痛などの軽微なものは含んでおらない数字でございす。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 今の市の回答では、令和6年度は小中合わせて、熱中症が45名いらっしゃると、そして病院搬送が4名、5月31日現在の数字も出ておりますが、熱中症を患った子どもたちが、全体で45名ほどですね。やはり現場としても、先生方、非常に熱中症対策は、小まめな水分補給とか、休憩などを工夫されてなさっていらっしゃると思います。

現場任せの対症療法では限界があると思います。市としても、早く設備による対策等を進めていただく必要があるというふうに考えます。

これは、日本教育新聞のほうに掲載された内容でございすけれども、有効なチェック体制として、職員室内に、学校各所の気温や暑さ指数を表示するモニターの設置をしている

そうです。屋外の環境とか、環境数値を可視化するものです。子どもの視界に入る場所に、暑さ危険度を知らせる表示パネルも設置したりして、安全確認に役立てている学校もあるようです。

ですから、今後、小中学校において、このようなパネルを見ながら、子ども自身が、暑さ指数がこれだけだから、考えて行動をセーブするとか、先生方もあちこち見に行かないように、働き方のところでも、すごく改革にもなるのではないかと考えますので、ぜひ参考になればと思って、紹介させていただきます。

次の質問に移ります。では、なぜ体育館空調設備が必要なのかということなんですけども、現在、普通教室に関しては、朝倉市の場合は今設置率100%と聞いております。これは非常に評価すべきだと思っております。

しかし、小中学校の体育館のエアコンの設置率は、全体でまだゼロ%と伺っております。体育館は体育の授業だけではなく、始業式、卒業式、地域の行事や避難所などの多目的に使われる公共の空間というふうに考えております。

多目的な利用もこういうことで、多いこともあって、PTAの役員の方から、体育館にエアコンを早急に設置してほしいという声を受けております。

さらに、災害時には全ての小中学校が、避難所に指定されておりますので、現時点で、猛暑の中で、仮に大きな災害があった場合に、利用するともなると、多数の避難者が集まることになるので、特に高齢者や乳幼児、健康被害や熱中症や命の危険にもつながるということも考えられます。

市としては、このようなことを認識しているのでしょうか、考えのほうを伺いたと思います。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 私のほうから、学校の教育環境整備の観点から、回答をさせていただきます。言うまでもなく、学校は子どもたちの大切な学習の場であり、生活の場であります。常に教育環境の改善を図っていく必要があるというふうに考えております。

議員言われますとおり、全国におきまして、特に夏の時期には、異常な暑さが続いている状況でございます。子どもたちの熱中症リスクの軽減、健康と安全の確保のためには、学校体育館の空調設備については、必要であるというふうに認識しています。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございました。それでは、次の質問に移りたいと思います。

体育館のエアコンの導入の促進についてでございます。

文部科学省は、安全・安心な教育環境の確保とともに、避難所としての機能強化を図る観点から、公立小中学校の体育館の空調設備の加速化が必要ということを発信してあります。それに向けて、各自治体は体育館のエアコンの導入を進める動きが加速化しています。

そこで質問ですが、学校体育館の空調設備の導入計画はあるのでしょうか、あるならば詳細をお聞かせください。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 現在、近隣自治体の状況を調査している段階でございます。

空調方式をどうするのか、また、有利な財源、補助事業や起債等はあるのか、いわゆるそれを進めていく上での、人員体制は大丈夫なのかですとか、今後のスケジュールをどうしていくのが主な課題ということで、これらを引き続き調査研究して、方針を決めていきたいというふうに考えております。

○議長（小島清人君） 3 番飯田議員。

○3 番（飯田早苗君） 今いろいろ調査研究をしていらっしゃるということなんですが、今、文科省が言っているのは、スポットクーラーのような簡易型ではなく、やはり常設型のエアコンの導入を推奨してあるみたいです。この件に関しては、まだ全然どっちにいくかというのは、決まっていないとは思いますが、スポットクーラーの威力と常設用のエアコンのことを調べてみたんですけども、やはり全体を冷やすことが、災害のときの避難所ともなるということとか、子どもたちの運動をする場所、屋内運動場ということになりますので、全体を冷やすことが必要だと思いますので、ぜひ常設型エアコン、これは全国的にも、これエアコンを入れておりますから、ぜひこちらのほうで、御検討をというところをお願いしたいんですけども、今のところ、その辺はどうなっていますでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 教育委員会といたしましても、スポットクーラーでは、冷房効果が体育館全体に及ばないという考えを持っています。このことも含めまして、今後、調査研究をしていきたいと思っております。

○議長（小島清人君） 3 番飯田議員。

○3 番（飯田早苗君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次の、費用と財政的対応についての質問に移りたいと思います。

ほかの自治体のほうは、様々な国の制度を利用しながら、短期間で進めたという事例もあります。私の調査によりますと、太宰府市は、今年の9月までに、全ての小中学校の体育館にエアコンを設置すると、これも国の制度を全て入れながらしていくというお話でした。

うきは市は来年度に向けて、予算申請をしていく予定だということを、担当者の方がおっしゃっていました。久留米市の場合は、既に竹野小学校にエアコンを導入済みです。令和5年の梅雨の大きな災害のときは、非常に役に立ったということをおっしゃっていました。

国の制度とか、補助金は時限的なものが多く、活用にはスピード感が求められると思います。本市としても財政負担を抑えられる。本市としても、国のそういう制度を積極的に

活用することが必要ではないかと考えます。

国の姿勢を伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 国におきましては、令和6年11月に空調設備整備臨時特例交付金ということで、今まで以上な補助率の補助金を新設しております。

市におきましても、これらの国の補助金の活用でありましたり、有利な起債の活用をしたいと思っておりますので、今後十分に調査研究していきたいと思っています。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ということで、部長のほうからお話をお聞きしまして、ほっとしております。

これは防災のほうにはなるんですけど、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策ということで、公立学校の空調率が全国で18.9%のところを、令和15年度までを目標として、95%まで引き上げるという計画がされております。

いろんな補助金を見ましたら、断熱に関すること、それとか令和7年からは、体育館の空調の光熱費が、普通交付税措置で講じられるというようなことになっていると思います。

ですので、猛暑は本当に災害でございますので、スピード感を持って取り組んでほしいと強く思っております。よろしくお願いいたします。

最後になりますが、教育長にお尋ねいたします。学校体育館の空調整備は、子どもたちの教育環境の質の確保、それと災害時の市民の命を守る場ということ、この2つを目的とした公共の整備だと思っております。

小学校体育館のエアコンの設置を、前向きに早急に、考えていただきたいと思います。教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育長。

○教育長（早野展生君） 今日はまさしく30度を超える真夏日になろうとしておりますけれども、現在は気温だけではなくて、湿度、そして輻射熱から計算する暑さ指数というのを基にしながら、熱中症警戒アラートなどが出る場合もございますけれども、以前と比べまして、蒸し暑くなっているのは紛れもない事実だと思っています。

そのような中、注意を払いながら、十分管理をしても、熱中症で病院に搬送されるケースもございます。その多くは、本市では中学校です。部活動改革の地域移行、または地域展開が叫ばれる今、子どもたちのニーズに応じた合理的な部活動を展開し始めておりますが、それでも、特に夏場の体育館や武道館の気温は、これは異常です。指導者は日々細心の注意を払いながら、子どもたちを指導している状況でございます。

教育委員会といたしましては、体調を管理する上で、小中学校の体育館や武道館のみならず、関連した屋内体育施設への空調整備は必要であると考えておりますが、工事費やランニングコスト等を考えると、一斉にスタートできるとは考えておりません。

ただ、今から計画しておかないと、取りかかろうと思っても、取りかかれない状況であるということは、認識をしております。

ということでございまして、有利な財源の確保、実現可能な計画の作成など、調査研究を行って、早めに方針を決定してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） ありがとうございます。教育、福祉、防災の観点から、子どもたちを守るための空調設備は、もう本当に急務だと考えております。いろいろ予算を確保しないと、なかなか前に進めないというところもあるとは思いますが、早期の整備に向けた取組を、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移らせてもらいます。それでは、次の質問に移ります。

災害備蓄の現状と、災害における民間業者との連携について質問いたします。大規模災害時には、流通が麻痺するため、災害発災から3日間程度は、支援物資が届かないことを想定して、備蓄品の計画策定が求められています。

こうした中で、避難所や在宅避難者、迅速に物資をお届けするための備蓄体制と、民間が連携した支援体制の整備は、極めて重要な課題だと思っております。

まず、災害備蓄の現状についてですが、備蓄物資、これは何を基準に、何日分の備蓄の物資を確保しているのでしょうか、特に、いろんな備蓄品がありますので、生命の維持につながる食料、水と簡易トイレの備蓄について、どうでしょうか。お尋ねいたします。

それとあと、続けざまに、大規模災害時に流通が麻痺したときの対応とかを、どのように考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） それでは、まず備蓄品の数について、説明申し上げます。平成24年3月、福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書におきまして、発生の蓋然性が高い警固断層を震源とする地震が発生した際の想定避難者数が、最大でございまして、4,563人を基準としております。

県の備蓄基本計画におきましては、市町村の現物備蓄目標量として定められています1日分を現物備蓄しておるところでございまして。具体的な備蓄量につきましては、食料品はパンやアルファ米を中心に1万3,780食、このうちアレルギー対応食が900食、飲料水は500ミリペットボトルで3万2,520本を備蓄しております。簡易トイレは、携帯トイレといまして2,750個を備蓄しておるところでございまして。

また、もし災害時に流通が麻痺したときということでございますけれども、地震によつての全体的な麻痺の場合について、迂回して、例えば筑後川の方から杷木のほうに行けるかとか、そういうふうなことについての検討が、今なされている状況でございまして。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） やはり大規模災害のときは、交通が麻痺するということを想定し

て、今検討しているということですが、いろんなところで物資が届かなかったら、やはり生命に関係することもあり得ますので、しっかりした対応を早めに検討していただくように、よろしくお願いいたします。

それと、ちょっと大体4,600人ほどの想定で、備蓄品を確保していらっしゃると思うんですが、国連の基準では、トイレの平均的な回数は1人1日5回、大規模災害時には、今想定されたのは4,600人です。4,563名だから、約4,600人と想定しています。

また、流通が麻痺したときを想定した場合に、現時点での簡易トイレの備蓄は、私は少ないと感じております。特に、女性や高齢者、障がい者に対しての対応とかは、十分なのかどうか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 議員申されました国連、あるいは日本トイレ協会でありますとか、経産省が出しております1人1日5回分という備蓄目標数、そちらを確保できるように努めていきたいと考えております。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 東日本大震災で道が寸断されて、仮設トイレが被災者に届かない、断水によって汚物があふれて、衛生面でも深刻な問題として、これはすごく大きな問題として取り上げられました。

私どもも、九州北部豪雨で被害を受けておりますが、被害を受けた被災者の方からの声は、食べ物よりトイレが大変だったと、問題があったというような声も聞いております。

内閣府は、トイレの改善の取組は大きな課題であるので、健康被害とか、関連死にもつながるということを言っておられます。平時にやらなければ間に合わないということも発信しています。非常にトイレは大切です。大規模災害時に大変にならないように、トイレの体制づくりをよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。次の質問ですが、備蓄倉庫を先日見させていただきました。各支所や指定避難所にも行ってみました。整理とか、整頓が、私はちょっと不十分じゃないかと、見た感じで感じております。

それぞれの備蓄している先のところでは、保管の場所さえきっちりと確認ができていない、人に聞いてやっと分かったというようなところもありました。

そこで備蓄品の配置状況、更新の管理体制、課題も含めて、説明願います。それと各支所との連携は、今後大切になりますので、連携体制についても、よろしくお願いいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） まず備蓄品の保管の状況でございますけれども、1か所には集中保管せずに、大規模災害により、交通網が分断されることも想定したことで、分散備蓄の方法をとっているところでございます。

本庁や朝倉農業高校跡地のテクノセンター、両支所、らくゆう館のほかに各コミュニテ

ィセンター、小中学校、保育所等に分散して行っております。

それで、整理整頓ができていないのでは、というようなところでございますけれども、議員申されますように、確かに各施設の空きスペースを利用しているという状況がありますので、整理整頓がちょっと行き届かない点があるかと思いますが、その点につきましては、データをきちんと管理しまして、把握はできているというところで、御了承いただきたいと思っております。

また、杷木・朝倉両支所との連携ということでございますけれども、まずは備蓄品の対応につきましては、避難所配置の要員が、適宜備蓄品を提供できる役割となっておりますので、指定避難所を開設する際の職員向けマニュアルに、備蓄品の保管場所を明記しまして、必要時には活用できるようにしております。

併せまして、支所の職員も、支所施設の施錠管理等を一緒に行っておりますので、連携して対応を行っていくというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 備蓄品の管理というのは、非常に実は大切なんです。誰が見ても分かるようにすることが重要だと感じております。職員の皆様も、忙しい中、更新作業や廃棄後の有効活用の負担は、非常に多いとは思いますが、しっかりした備蓄品の整理整頓、今後よろしく願います。誰が見ても分かるようによろしくお願いいたします。

それと、あと定期的にローテーションするという、ローリングストック方式でやっていらっしゃると思うんですが、ちょっとこの辺が、調査したところ、私は見えなかったというところがありまして、確かにペーパーベースではしっかり管理されていらっしゃる。

だから、これを確実に管理していくためには、やはり整頓棚の設置とか、棚卸しの際の年間スケジュールとして、例えば防災の日の週に決めておくとかいうのを、年間スケジュールにするとかいうのも、有効な仕事の中でのやり方ではないかと思っておりますので、ぜひこういうことも含めて、整理整頓よろしく願います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。次に、災害時における、民間事業者との連携について、お尋ねいたします。

民間事業者の提携先を拝見しましたが、一般用の医療費の提携がなされていないようなんです。一般用医療費というのは、避難所で体調を壊されたりすることもあるって、薬は非常に大きな大事なものです。一般用医療費については、使用期限の関係などからも、市で備蓄をすることは困難であるので、市内のドラッグストアとか、提携を結ぶ必要があると思いますが、考えをお尋ねします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） まず、災害派遣医療チームDMATでございますが、また、地域医師会との協定により、災害時の医療支援を受けることができるということでござい

ますが、医薬品の供給につきましては、医師の処方が必要となり、注意も必要となります。

朝倉医師会のほうとは、災害時における医療救護活動に関する協定を締結しており、医薬品の調達についても、医療救護チームが携行したものを使用することを定めております。そこで医薬品の供給は、一定可能ではないかとは考えております。

議員御提案の薬剤師会やドラッグストアなどとの協定、そちらについても、他市町村の状況など情報を集めまして、どのような協定が可能か、研究させていただきたいと思っております。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 研究をされるということで、やはり一般用医薬品の協定というのは大切だと思います。熱が出た、お腹が痛い、その程度のところで、その薬を使うことができるので、ぜひ前向きに捉えられて、提携のほうよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。次は、これらの提携が、実際の災害時に機能するためには、平時からの情報共有とか、訓練が欠かせないと言われております。今まで訓練の実施があったかどうか、まずお尋ねします。それと今後の訓練をどういうふうになさるかということも、併せてお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 災害の協定に基づきます支援物資の受入れの訓練でございますけれども、令和2年の1月に実施をしたのが最後になっておるところでございます。

連絡体制につきましては、協定の相手方と定期的に連絡を取るなど、平常時からの連絡を図っているというふうなところでございます。

なお、今後の予定ということですが、まず新庁舎になります。そのあたりも含めて、訓練を想定しなければならないと考えておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 新庁舎ができれば、そこでまた訓練を考えておくということでした。確かに令和2年に一度して、既に5年たっているということで、人も変わっております。いざというときに、どういうふうに物資が運ばれてくるか、どういう流れで被災地までくるか、この辺のところをしっかりと反映できるように、市の防災訓練に併せて、今後定期的な訓練の実施をぜひお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

次の質問に移ります。災害時対応の備蓄体制、これは市の職員に対するものです。市の職員は、業務中に災害が発生すると、そのまま災害対応に当たらなければいけないということになると思います。職場の個々の備えが3日分は必要と言われておりますが、その取組についてお尋ねさせていただきます。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 先ほど、食料品の備蓄について申し上げましたけれども、そちらにも余裕がありますので、非常時には、そちらからの供給も一定はできるかなとは考



えておりますが、さらに職員個人、個人とする備蓄については、今後意識づけをさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） やっぱりに常に袖机とかロッカーとかに、ちょっとしたレトルト食品とかを入れてあって、それをまた買い替えながらやっているというのを、推奨している市町村もあります。

そういうことで、いざというときにすぐ食べられる体制とか、何かあったときは、職員さんも3日分ぐらいは確保するということは大切だと思いますので、今後いろんな職員の中でそういうこともお話し合いされながら、ぜひ検討していただきたいと思います。

日頃から置いておくというのは、なかなか今のところ意識がないと、朝倉市の場合ではできていないということだと思うんですけど、これも必要なことですので、よろしくどうぞお願いいたします。

それと、朝倉市の防災対策のことについて、ホームページから拾ってきたことを、話をさせていただきます。

失礼しました。横浜市です。規模はちょっと小さいんですけども、こちらは大きいんですけども、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災以来、本市では、この地震を貴重な教訓として、行政にとって最も大切なものは、市民の生命と財産、安全を確保することという信念に基づき、実践的な観点から地震対策を見直してきた。同じ平成7年4月、最初に見直したのは、震災時の避難所の指定だそうです。

それで、小学校に防災備蓄庫を整備し、のこぎりやバールなど、人命救助のための防災器具をはじめ、食事等の備蓄を行ったと、防災拠点として整備を始めて、平成28年度までに20年かけて、459件整備をしていったと、阪神・淡路大震災の大規模な震災で、これは市民の皆さんの協力も必要だと。ですから、自分の身は、市民も守る、みんなの地域はみんなで守るという気持ちを訴えてあります。朝倉市もこのように取組のほうよろしくどうぞお願いします。終わります。

○議長（小島清人君） 3番飯田早苗議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。

午後零時15分休憩